

異常気象時における道路通行規制について

(平成13年3月22日甲通達交規第18号)

異常気象時における道路通行規制については、各道路管理者がそれぞれ要綱等を定め、実施しているところであるが、各署・隊にあっては道路災害等による事故を防止するため下記の点に留意の上、道路管理者と密接な連携を保ち、異常気象時における交通の安全と円滑の確保に万全を期せられたく通達する。

なお、異常気象時における道路通行規制要綱並びにその運用要領の制定について(昭和44年甲通達交企ほか第23号)は、廃止する。

記

1 異常気象

本通達における異常気象とは、豪雨、積雪、強風、地震等の異常な自然現象をいう。

2 道路通行規制の実施

異常気象時における道路通行規制については、道路構造及び道路管理について専門的知識を有する道路管理者が第一次的にその任に当たり、警察は第二次的かつ補完的な立場でこれに協力するのが基本的な立場である。しかし、道路管理者の体制等から常にこの原則を保持することは困難である。

したがって、道路災害及び危険の発生を認知した場合には、まず道路交通法第6条第2項及び第4項に基づく交通規制を実施し、事後速やかに道路管理者に引き継ぐ等柔軟な対応をすること。

3 道路通行規制の実効性の確保

道路通行規制を実施した場合には、道路管理者と協力の上、その実効性を確保することとなる。

したがって警察としては、道路管理者側の体制等を確認し、必要に応じ規制区間両端への警察官の配置、停滞車両の排除活動等臨機応変な活動を行い、道路通行規制の実効性を確保すること。

4 報告等

異常気象に伴う道路交通規制について道路管理者から連絡を受けた場合並びに前記2の道路交通法第6条第2項及び第4項に基づく交通規制を実施した場合には、遅滞なく、静岡県警察交通管制センターの運用に関する訓令(平成11年県本部訓令第3号)の定めるところにより、報告・通報すること。

5 その他

各道路管理者にあっては、それぞれ、異常気象時における道路通行規制について要綱、実施要領等を定め実施することとなっている。

各署・隊にあっては、管下における道路管理者の要綱等を確認するとともに、密接な連携を保ち、道路交通の安全と円滑の確保に努めること。

また、山間地等異常気象時における道路通行規制指定区間付近等の交番・駐在所勤務員に対する教養を徹底するとともに、規制用資器材を計画的に事前配置する等、迅速な立ち上がり体制を確立しておくこと。